

パブリックコメント（意見公募）資料

1 地域福祉実践計画とは

地域福祉実践計画は、社会福祉協議会が市民の皆さんと協力して、安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりを目的に策定（考えて、決める）する民間の福祉活動・行動計画です。千歳市社会福祉協議会は、昭和60年に第1次計画をスタートさせ、地域福祉活動を展開してきました。

2 第7次地域福祉実践計画（令和2年度～令和6年度）の取り組みについて

第7次計画がスタートした令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大に始まり、以降、令和5年5月に感染法上の5類に移行するまで長期間にわたり私たちの生活に大きな影響を及ぼしました。

その間、地域では市民による福祉活動やボランティア活動の多くが自粛を余儀なくされ、それに伴い地域でのサロン活動の休止や福祉サービスの利用自粛による心身の不調や人と人との繋がり希薄化による孤独感といった生活不安の増大を招き、また、経済活動の低下により生活に困窮する世帯への相談支援など様々な生活課題に対応を求められるなど、通常とは異なる環境での取り組みを進めることになりました。

そのような中、感染対策を講じながらの事業実施やオンラインによる勉強会の開催など各種活動を進めたほか、コロナ禍の影響により休業や失業等により収入が減少した市民に対し、生活福祉資金特例貸付を実施し、生活再建の支援にあたりました。

また、新型コロナウイルスワクチン接種の開始に伴い、自身での予約が困難な高齢者障害のある方などを対象としたインターネットでの予約サポートの実施、物価高騰等の影響を受けた方に対する支援として、市内で生活を始めた学生に対する「ちとせ新入学生エール便」を実施し、食料品や日用品・学用品等の購入による生活支援を行うなど、生活課題やニーズに柔軟に対応した事業展開を検討し実施してきました。

令和5年度以降は、大規模な自然災害等の発生時に迅速かつ円滑な被災者支援が行われるよう、市内団体等と災害ボランティア活動に関する協力について協定締結を積極的に進め、災害ボランティアセンター機能の体制強化を図ったほか、成年後見制度の窓口となる千歳市成年後見支援センターでは、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切な支援に繋げる「地域連携ネットワーク」のコーディネート機能の充実・強化を図りました。

この5年間は、事業環境の変化の影響などから、計画通りの実施が困難な状況が続きましたが、生活課題やニーズに柔軟に対応した事業展開を図るなど、多様な助け合い活動の創出や仕組みづくりを検討し実施してきました。

3 第8次計画の策定に向けて

近年、少子高齢化や長引く景気低迷、地域や家族の果たす役割意識の低下などにより、地域では様々な生活課題を抱えている人が増えており、介護と育児といったダブルケアやヤングケアラーなどの介護問題、貧困や孤独・孤立、8050問題などのひきこもりの問題など、ひとつの家族の中に複数の問題があり、従来の制度・分野の枠の中には当てはまりにくい、複雑化・複合化した課題が浮き彫りとなっています。

このような中、第8次計画では、重層的、包括的な生活支援体制の構築や権利擁護支援の一層の推進に向けて、本会がこれまで培ってきた取り組みを活かし、千歳市をはじめ市内の社会福祉法人や関係機関・団体との連携をさらに深め、誰もが支援につながり助け合える仕組みづくりに向けて取り組んでいくことが求められます。

計画期間は令和7年度から令和11年度までの5年間、第7次計画を踏襲しつつ、現状を踏まえて、「基本理念」、「基本目標」、「推進項目」の3つにより構成します。第8次計画は、「地域を支える人づくり」、「支え合いを進めるネットワークづくり」、「地域とのつながりづくり」、「安定した福祉サービスの体制づくり」、「安心して暮らすための支援体制づくり」、「人材育成と情報発信、財源確保のしくみづくり」をキーワードに計画の策定にあたっています。